

みどりしんきん傷害保険付定期積金 フラット型

(平成26年12月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○みどりしんきん傷害保険付定期積金 フラット型 愛称: のびのび
2. 販売対象	○個人のお客さま
3. 募集総額	○1億5千万円
4. 取扱期間	○平成26年12月1日 ~ 平成27年3月31日 ※募集総額に達した場合は取扱期間中であっても終了させていただきます。
5. 期間	○5年(60回)
6. 払込	
(1) 払込方法	○店頭・集金・口座からの自動振替
(2) 払込金額	○5,000円以上 250,000円以下
(3) 払込単位	○5,000円単位
7. 預入形態	○証書形式
8. 払戻方法	○満期日以後に一括して給付契約金を払戻します。
9. 利息 (給付補てん金)	
(1) 適用金利	○店頭表示金利 ○契約時に証書に表示する約定利回りを満期日まで適用します。
(2) 給付補てん金の支払方法	○給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	○給付補てん金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
10. 税金	○給付補てん金には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 (マル優はご利用できません。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
11. 付加できる特約事項 (付加される傷害保険)	
保険契約者	信金中央金庫
被保険者	定期積金契約者本人
引受保険会社	引受幹事保険会社: 共栄火災海上保険株式会社 引受非幹事保険会社: 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険の対象	被保険者 (保険の対象となる方) が、日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故 (以下、「事故」といいます。) によりケガ (注) をされ、そのケガが原因で死亡された場合や入院、手術をされた場合に、下記の保険金をお支払します。(病氣・後遺障害・通院は補償対象外になりますのでご注意ください。)
お支払する保険金	[傷害死亡保険金] 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に被保険者の法定相続人に保険金をお支払いします。お支払する保険金の額は、被保険者カードに記載された掛金総額と同額になります。 [傷害入院保険金] 事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院1日につき、被保険者カードに記載された掛金総額の0.05%の金額 (傷害入院保険金日額) を保険金としてお支払します。 ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、傷害入院保険金をお支払できません。 [傷害手術保険金] 事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けられた場合、以下の金額をお支払いします。

	<p>① 入院中に受けた手術の場合……傷害入院保険金日額の10倍</p> <p>② 上記①以外の手術の場合……傷害入院保険金日額の5倍</p> <p>ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に手術に限ります。</p> <p>(注) ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに生ずる中毒症状を含みます。ただし細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。</p>
保険金をお支払できない主な場合	<p>○保険契約者や被保険者（保険の対象となる方）の故意または重大な過失によるケガ</p> <p>○けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガまたは戦争、外国の武力行使等によるケガ</p> <p>○無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ</p> <p>○脳疾患・疾患、心神喪失によるケガ</p> <p>○地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは核燃料物質の有害な特性などによるケガ</p> <p>○ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミングなどの危険な運動中のケガ</p> <p>○以下の職業に従事中に被ったケガ カーレーサー、オートバイレーサー、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む）、プロボクサー、これらと同等またはそれ以上の危険を有する職業</p>
保険金請求手続き等	<p>○保険内容に関する詳しい照会および保険金請求等は、すべて保険会社に直接連絡してください。</p> <p>・事故受付コールセンター：0120-337-708 24時間（365日）</p> <p>・お客さま専用コールセンター：0120-284-506 午前9時～午後6時（土・日・祝祭日を除く）</p>
12. 中途解約時の取扱い	<p>○原則中途解約できません。</p> <p>○当金庫がやむをえないと認め満期日前にご解約される場合は下記の期限前解約利率（小数点第3位以下切捨て）により利息相当額を計算し、この積金のお掛込相当額とともにお支払います。</p> <p>・初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率</p> <p>・初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 解約日の普通預金利率を下限とし、約定利率×60%</p>
13. 金利情報の入手方法	<p>○金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードでご確認ください。</p>
14. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部業務課（9時～17時、電話：0824-72-5588）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部業務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京弁護士会、当金庫業務部業務課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
15. その他参考となる事項	<p>○払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定利回り（年365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。</p> <p>○満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。</p> <p>○預金保険制度の付保対象預金です。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p> <p>○「犯罪収益移転防止法」による本人確認特定事項等の確認ができない場合は、お預け入れいただくことができません。</p>